

第**44**期

定時株主総会 招集ご通知

日時

令和5年12月21日(木)
午前10時

場所

新宿野村ビル2階
野村コンファレンスプラザ新宿
コンファレンスA

目次

定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	2
連結計算書類	21
計算書類	24
監査報告書	27
株主総会参考書類	33
第1号議案 取締役5名選任の件	
第2号議案 監査役1名選任の件	

経営近況報告会のご案内

本株主総会終了後、事業活動のご紹介や、今後の展望等についてご説明させていただく「経営近況報告会」を開催いたします。株主の皆様からの疑問点やご質問にもお答えしたいと存じますので、引き続きご参加賜りますようお願い申し上げます。

 **ジョルダン株式会社**

証券コード 3710

証券コード 3710
令和5年12月6日
(電子提供措置の開始日 令和5年11月29日)

株主各位

東京都新宿区新宿二丁目5番10号
ジョルダン株式会社
代表取締役社長 佐藤 俊和

第44期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別なご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第44期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第44期定時株主総会招集ご通知」及び「第44期定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】 <https://www.jorudan.co.jp/ir>

上記の当社ウェブサイトの左にある「株主総会」を選択してご覧ください。

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択してご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、**令和5年12月20日（水曜日）午後6時まで**に到着するよう、ご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和5年12月21日（木曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 新宿野村ビル2階
野村コンファレンスプラザ新宿 コンファレンスA
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
 3. 目的事項
報 告 事 項
 1. 第44期（令和4年10月1日から令和5年9月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第44期（令和4年10月1日から令和5年9月30日まで）計算書類の内容報告の件
- 決 議 事 項
- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査役1名選任の件 |

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

事業報告

(令和4年10月1日から
令和5年9月30日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度（令和4年10月1日～令和5年9月30日）におきましては、ウィズコロナの下で、わが国の景気は緩やかに回復してまいりました。但し、世界的な金融引き締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念等、海外景気の下振れがわが国の景気を下押しするリスクとなっております。

情報通信業界におきましては、企業のソフトウェア投資は緩やかに増加しており、情報サービス業及びインターネット附随サービス業の売上高についても前連結会計年度（令和3年10月1日～令和4年9月30日）と比べ増加となりました。また、1世帯当たりのインターネットを利用した支出についても増加となりました。このような中、生成AIを始めとするAI（人工知能）技術の高度化・実用化の進展等、情報通信に関する市場環境の変化は更に加速してまいりました。また、交通サービスの領域におきましても、「MaaS (Mobility as a Service)」（モビリティのサービス化：各種の移動手段を組み合わせる等により、移動をサービスとして利用できる形で提供するもの）の流れが進展してまいりました。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響を契機とした移動や外出についての質的・量的変化は、「MaaS」の展開にも大きな影響を与えております。

当社グループにおきましても、この市場環境の変化に対応した事業展開のための基盤整備に取り組んでおり、「乗換案内」の各種インターネットサービスは多くの方々に広くご利用いただくに至っております。これまで新型コロナウイルス感染症の影響等を受けておりましたが、現状では訪日旅行者の増加等を含め人々の移動需要の持ち直しは続いており、今後の更なる増加にも期待を持てる状況となっております。

このような環境の中で、当連結会計年度における当社グループの売上高は30億4百万円（前連結会計年度比13.3%増）、営業利益は0百万円（前連結会計年度は35百万円の損失）、経常利益は67百万円（前連結会計年度比65.6%減）、親会社株主に帰属する当期純損失は1億95百万円（前連結会計年度は65百万円の利益）という経営成績となりました。

売上高につきましては、ソフトウェア事業の売上高がやや減少したものの、乗換案内事業及びハードウェア事業の売上高が大きく増加したこと等により、全体として前連結会計年度と比べ大きく増加いたしました。また、売上高が増加した影響等により、営業利益につきましても前連結会計年度には損失が発生していたものが当連結会計年度には黒字化に至りました。経常利益につきましては、為替差益の減少の影響が大きく前連結会計年度と比べ減少したものの、黒字を確保いたしました。親会社株主に帰属する当期純損益につきましては、固定資産売却益の発生があったものの、減損損失の増加の影響が大きく、当連結会計年度においては損失が発生いたしました。

事業別の状況については、以下のとおりです。

(乗換案内事業)

乗換案内事業では、モバイル向け有料サービス等の売上高が前連結会計年度と比べ減少したものの、法人向けの事業の売上高が大きく増加し、広告等の売上高も増加したこと等により、乗換案内事業全体の売上高も大きく増加いたしました。また、これに伴い、乗換案内事業全体の利益も大きく増加いたしました。

それらの結果、売上高24億29百万円（前連結会計年度比8.8%増）、営業利益3億5百万円（前連結会計年度比43.2%増）となりました。

(マルチメディア事業)

マルチメディア事業では、売上高は前連結会計年度と比べやや減少いたしました。一方で、費用削減に努めており、損益面では前連結会計年度並みとなりました。

それらの結果、売上高9百万円（前連結会計年度比34.8%減）、営業損失12百万円（前連結会計年度は13百万円の損失）となりました。

(ソフトウェア事業)

ソフトウェア事業では、前連結会計年度において新規案件の受注・納品が順調に推移したことの反動等もあり、ソフトウェア事業全体の売上高は減少いたしました。また、これに伴い、ソフトウェア事業全体の利益も減少いたしました。

それらの結果、売上高3億98百万円（前連結会計年度比7.6%減）、営業利益41百万円（前連結会計年度比45.7%減）となりました。

(ハードウェア事業)

ハードウェア事業では、第1四半期連結会計期間末から株式会社エアーズを連結の範囲に含めた影響等により、ハードウェア事業全体の売上高は前連結会計年度と比べ大きく増加いたしました。一方で、費用も大きく増加したため、損失が拡大いたしました。

それらの結果、売上高2億64百万円（前連結会計年度比303.6%増）、営業損失63百万円（前連結会計年度は24百万円の損失）となりました。

(その他)

その他の事業では、売上高は前連結会計年度と比べやや減少いたしました。これに伴い、損益面でも若干の損失が発生いたしました。

それらの結果、売上高10百万円（前連結会計年度比35.4%減）、営業損失3百万円（前連結会計年度は0百万円の利益）となりました。

※事業別の売上高は、事業間の内部売上高を相殺しておりません。また、営業利益又は損失は、連結損益計算書における営業損益をベースとしておりますが、各事業に配分していない全社費用及び事業間の内部取引の控除前の数値であり、合計は連結営業損益と一致しておりません。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は3億62百万円であります。その主なものは、事務所用の不動産の取得であります。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度中は、経常的な調達のほかは、社債または新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

4. 他の会社の株式の取得又は処分の状況

当社は、令和4年12月13日付で、株式会社エアーズの株式2,500株を2億円で取得し、子会社化（出資比率50.8%）いたしました。

5. 財産及び損益の状況

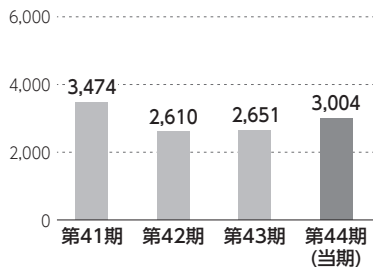
① 当社グループ

区 分	第41期	第42期	第43期	第44期 (当連結会計年度)
	(令和元年10月1日から 令和2年9月30日まで)	(令和2年10月1日から 令和3年9月30日まで)	(令和3年10月1日から 令和4年9月30日まで)	(令和4年10月1日から 令和5年9月30日まで)
売上高(千円)	3,474,514	2,610,149	2,651,761	3,004,958
経常利益(千円)	223,145	151,728	196,174	67,426
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	52,395	48,530	65,435	△195,857
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	10.19	9.44	12.81	△38.40
総資産(千円)	5,501,397	5,615,720	5,822,041	5,704,699
純資産(千円)	4,834,047	4,934,866	4,969,421	4,660,318

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失を除き、千円未満は切り捨てております。
 2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)に基づき算出しております。
 3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を第43期より適用しており、第42期については当該会計基準等の遡及適用後の数値を記載しております。

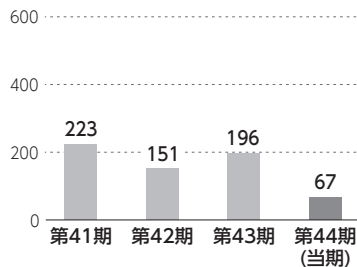
売上高

(単位: 百万円)

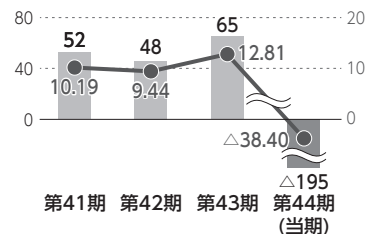


経常利益

(単位: 百万円)

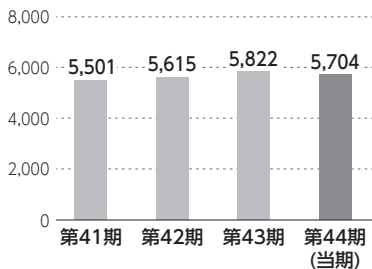


親会社株主に帰属する当期純利益又は
当期純損失(△)/1株当たり当期純利益
又は当期純損失(△) (単位: 百万円/円)



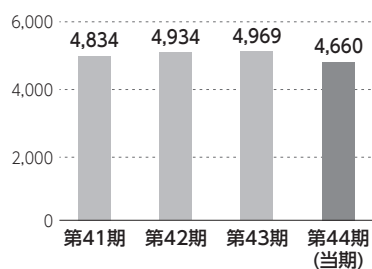
総資産

(単位: 百万円)



純資産

(単位: 百万円)



② 当社

区 分	第41期	第42期	第43期	第44期 (当事業年度)
	(令和元年10月1日から 令和2年9月30日まで)	(令和2年10月1日から 令和3年9月30日まで)	(令和3年10月1日から 令和4年9月30日まで)	(令和4年10月1日から 令和5年9月30日まで)
売 上 高 (千円)	3,122,629	2,297,790	2,267,645	2,435,848
経 常 利 益 (千円)	377,434	176,370	196,640	23,110
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	80,662	156,545	133,864	△243,615
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	15.69	30.46	26.21	△47.76
総 資 産 (千円)	5,008,902	5,099,765	5,350,198	5,158,481
純 資 産 (千円)	4,429,298	4,508,926	4,582,006	4,307,787

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失を除き、千円未満は切り捨てております。
 2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)に基づき算出しております。
 3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を第43期より適用しており、第42期については当該会計基準等の遡及適用後の数値を記載しております。

6. 対処すべき課題

当社グループの事業は、主としてICT(情報通信)産業に属しており、中でも位置や移動に関わるアプリケーション・コンテンツといった分野を中核事業としております。これらの領域においては、新たな技術やそれを利用したサービスや事業の登場といった大きな環境の変化が常に起こっております。最近でも、生成AIを始めとするAI技術の高度化・実用化が急速に進展し、多方面に大きな影響を及ぼしております。また、位置や移動に関わる分野においても、人々の移動需要の回復・増加傾向が続く中で、「MaaS」や「スマートシティ」の取り組みが各所で行われるとともに更なる進展が期待されており、当社グループにおいてもこれらの事業展開を更に加速することが必要な状況となっております。加えて、当社グループは、従来のソフトウェアの分野のみならず、ハードウェアの分野への事業領域の拡大を進めております。

このような状況下においては、変化に対応する事業戦略を有していること、そこで求められる新技術やノウハウを常に先行して蓄積し続けること、及びそれらを可能にする体制が構築されていること等が重要であると考えております。

上記を踏まえ、当社グループといたしましては、①収益源の多様化、②他企業との連携、③新分野への展開、④優秀な人材の発掘及び育成、⑤各種ソフトウェア・ハードウェア技術の蓄積、⑥製品・サービスの信頼性・利便性向上、⑦情報セキュリティの強化、⑧コーポレート・ガバナンス体制の強化、⑨内部体制の充実、⑩海外向け事業拡大等の施策を実施してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

7. 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況
該当する事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
コンパスティビー株式会社	40,000千円	100.0%	広告代理業
ゼストプロ株式会社	63,000千円	96.6%	システム・ソフトウェア の設計・開発
有限会社プロセス	3,000千円	100.0%	情報機器等の レンタル・リース
株式会社Doreicu	15,000千円	90.0%	ウェブサイトの開発・運営 広告販売・販促支援
Jorudan Transit Directory, Inc.	1,500千米ドル	100.0%	ソフトウェア・コンテンツ の企画・開発
イーツアー株式会社	100,000千円	100.0%	インターネットによる 旅行商品の販売
株式会社悟空出版	20,000千円	100.0%	出版業
株式会社ジェイフロンティア	12,500千円	100.0%	システム・ソフトウェア の設計・開発
J MaaS株式会社	182,000千円	91.2%	ICTを活用した移動手段の 手配・販売・提供サービス
若尔丹（上海）軟件開發有限公司	800千米ドル	87.5%	システム・ソフトウェア の設計・開発
杰昱（上海）信息技術有限公司	5,000千人民币元	100.0%	ハードウェア の販売・保守
株式会社エアーズ	55,360千円	50.8%	ドローンスクールの運営等

- (注) 1. 有限会社プロセスに対する当社の出資比率は、ゼストプロ株式会社を通じた間接所有であります。
2. 杰昱（上海）信息技術有限公司に対する当社の出資比率は、若尔丹（上海）軟件開發有限公司を通じた間接所有であります。
3. 株式会社エアーズは、令和4年12月13日付で株式を取得したことにより当社の子会社となりました。

8. 主要な事業内容

事業区分	主 な 事 業 内 容
乗 換 案 内	鉄道等の経路検索・運賃計算ソフトウェア「乗換案内」の開発・製造及び販売、モバイル及びインターネット向け「乗換案内」及び付随サービスの提供、旅行商品・モバイルチケット等の企画・手配・販売、飲食店情報の提供等
マ ル チ メ デ ィ ア	各種メディアによる出版、エンターテインメントコンテンツの提供
ソ フ ト ウ エ ア	システム・ソフトウェアの企画・設計・開発・保守
ハ ー ド ウ エ ア	ハードウェアの販売・保守、ドローンスクールの運営等
そ の 他	情報関連機器のレンタル・リース

9. 主要な事業所

① 当社の事業所

名 称	所 在 地
本 社	東京都新宿区新宿二丁目5番10号

② 重要な子会社の事業所

名 称	所 在 地
コンパスティビー株式会社	東京都新宿区新宿二丁目5番10号
ゼストプロ株式会社	北海道函館市昭和三丁目29番50号
有限会社プロセス	北海道函館市昭和三丁目29番50号
株式会社Doreicu	東京都新宿区新宿二丁目5番10号
Jorudan Transit Directory, Inc.	500 Sutter Street, Suite 922, San Francisco, California 94102, USA
イーツアー株式会社	東京都新宿区新宿二丁目5番10号
株式会社悟空出版	東京都新宿区新宿二丁目5番10号
株式会社ジェイフロンティア	東京都新宿区高田馬場一丁目31番7号
J MaaS株式会社	東京都新宿区新宿二丁目5番10号
若尔丹（上海）軟件開發有限公司	中国上海市黄浦区延安東路175号
杰昱（上海）信息技術有限公司	中国上海市黄浦区延安東路175号
株式会社エアーズ	東京都新宿区四谷一丁目2番地31

10. 従業員の状況

① 当社グループ

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
207名	+8名	41.2歳	10年9ヶ月

② 当社

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
148名	-5名	41.6歳	11年11ヶ月

(注) 従業員数には、使用人兼務取締役は含んでおりません。

11. 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	20,008千円
株式会社商工組合中央金庫	18,470千円
株式会社日本政策金融公庫	9,890千円

12. その他企業集団の現況に関する重要な事項 該当する事項はありません。

II 会社の状況に関する事項

1. 会社の株式に関する事項

- | | |
|------------|-----------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 19,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 5,255,000株（自己株式154,280株を含む） |
| ③ 株主数 | 4,791名 |
| ④ 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
	株	%
佐藤俊和	2,627,660	51.51
坂口京	333,980	6.54
ジョルダン従業員持株会	203,539	3.99
岩田明夫	120,000	2.35
佐藤照子	90,000	1.76
小田恭司	74,160	1.45
若杉精三郎	70,000	1.37
山野井さち子	60,000	1.17
株式会社SBI証券	53,878	1.05
株式会社センター・オブ・エクセレンス・グループ	39,500	0.77

- (注) 1. 当社は、自己株式154,280株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
該当する事項はありません。

2. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役に関する事項

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	佐藤俊和	社長執行役員 コンパスティービー株式会社 代表取締役 Jorudan Transit Directory, Inc. President J MaaS 株式会社 代表取締役 株式会社 悟空出版 代表取締役
取締役	坂口京	—
取締役	玉野博昭	株式会社 サンクネット 代表取締役 株式会社 アウトシェア 代表取締役
取締役	東條 巖	株式会社 数理技研 特別顧問 長城コンサルティング株式会社 社外取締役
取締役	馬野耕至	東京メトロポリタンテレビジョン株式会社 社外取締役
常勤監査役	湯澤千克	—
監査役	窪田哲夫	—
監査役	五十嵐雅子	学校法人メイ・ウシヤマ学園 理事長補佐 ハリウッド大学院大学 特任教授 株式会社 愛郷舎 代表取締役

- (注) 1. 令和4年12月22日開催の第43期定時株主総会において、玉野博昭氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
2. 佐藤博志氏は令和4年12月22日開催の第43期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
3. 森健夫氏は、令和5年4月13日付で辞任により監査役を退任いたしました。
4. 取締役 東條巖氏、馬野耕至氏は、社外取締役であります。
5. 監査役 窪田哲夫氏、五十嵐雅子氏は、社外監査役であります。
6. 社外取締役 東條巖氏、馬野耕至氏、社外監査役 窪田哲夫氏、五十嵐雅子氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

7. 当社では、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化、執行責任の明確化及び業務執行の迅速化を図るために、執行役員制度を導入しております。執行役員は11名で、取締役を兼務している上記1名のほか、以下の10名で構成されております。

職 名	氏 名
執行役員 経営企画室長 兼 経理部長	岩 田 一 輝
執行役員 マーケティング部長	田 中 輝
執行役員 企画営業本部長	東 寺 浩
執行役員 営業本部長	結 川 昌 憲
執行役員 営業技術部長	長 岡 豪
執行役員 開発本部長	平 井 秀 和
執行役員 システム部長	吉 田 毅 洋
執行役員 事業推進室長	松 田 淳
執行役員 エンジン開発部長	武 藤 条
執行役員 開発部長	多 田 諭 史

② 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	43,200 (3,600)	42,300 (3,300)	900 (300)	— (—)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	7,700 (2,600)	7,200 (2,400)	500 (200)	— (—)	4 (3)
計 (うち社外役員)	50,900 (6,200)	49,500 (5,700)	1,400 (500)	— (—)	10 (5)

- (注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、平成12年12月21日開催の第21期定時株主総会において年額100,000千円以内（但し使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議しております。
本定時株主総会終結時点での取締役の員数は5名（うち社外取締役2名）であります。
2. 監査役の金銭報酬の額は、平成14年12月19日開催の第23期定時株主総会において年額20,000千円以内と決議しております。
本定時株主総会終結時点での監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）であります。
3. 業績連動報酬等として取締役及び監査役に対して賞与を支給しております。
業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、連結経常損益・親会社株主に帰属する当期純損益であり、当該業績指標を選定した理由は、当社グループの収益性を示す指標として重視しているためです。なお、当年度を含む業績指標の推移は、I 企業集団の現況に関する事項4. 財産及び損益の状況に記載のとおりです。
当該業績指標の値及び当社の同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、対象者の職責及び実績に応じた額を支給しております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

当社は令和3年2月開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等の内容は次のとおりであります。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬としての賞与により構成することとする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、当該取締役の職責および実績、経営内容や経済情勢に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準および当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3.業績連動報酬等の内容および額の算定方法の決定に関する方針
(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、取締役の任期1年間の成果に報いる趣旨で支給する現金報酬とし、グループ全体の年間の企業活動の成果である利益水準および当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、当該取締役の職責および実績に応じた額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。その支給の可否および支給額の合計については取締役会にて決定する。

4.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分の決定とする。

④ 取締役の個人別の報酬額の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度におきましては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長佐藤俊和が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び業績連動報酬等の配分であります。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ当該取締役の職責、経営への貢献度の評価を行うのは、代表取締役社長が適任であると判断しているためであります。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

⑥ 社外役員に関する事項

1.重要な兼職先と当社との関係

社外取締役 東條巖氏は、株式会社数理技研特別顧問及び長城コンサルティング株式会社社外取締役を兼任しております。当社と株式会社数理技研の間には重要な取引その他の関係はありません。当社は長城コンサルティング株式会社の株式を1.4%保有しております。

社外取締役 馬野耕至氏は、東京メトロポリタンテレビジョン株式会社社外取締役を兼任しております。当社は東京メトロポリタンテレビジョン株式会社の株式を3.5%保有しております。

社外監査役 五十嵐雅子氏は、学校法人メイ・ウシヤマ学園理事長補佐、ハリウッド大学院大学特任教授及び株式会社愛郷舎代表取締役を兼任しております。当社と学校法人メイ・ウシヤマ学園並びにハリウッド大学院大学の間には重要な取引その他の関係はありません。当社は株式会社愛郷舎の株式を8.7%保有しております。

2.当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況	主な発言内容
社外取締役	東條 巖	取締役会7/8回(88%)	長年にわたりシステム開発会社の経営にあたられた豊富な経験、知識を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
	馬野 耕至	取締役会8/8回(100%)	メディア戦略の企画等に関する豊富な経験、知識を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役	窪田 哲夫	取締役会8/8回(100%) 監査役会11/11回(100%)	豊富なビジネス経験と当社に関連する業界に精通した幅広い見識を活かし、取締役会においては経営全般にわたって発言を行い、監査役会においては業務の適正化の観点から監査業務全般について発言を行っております。
	五十嵐 雅子	取締役会8/8回(100%) 監査役会10/11回(91%)	長年教育に携わったことによる深い見識、会社経営による豊富な経験から、取締役会では経営全般にわたって客観的な発言を行い、監査役会においては業務の適正化の観点から監査業務全般について発言を行っております。
	森 健夫	取締役会5/5回(100%) 監査役会7/7回(100%)	地方公共団体（広域連合）の業務に携わり、当社の事業に関連する領域における豊富な知識と経験を有することから、取締役会においては経営全般に有効な発言を行い、監査役会においては業務の適正化の観点から監査業務全般について発言を行っております。

- (注) 1. 社外監査役 森健夫氏については、令和5年4月13日の退任までに開催された取締役会及び監査役会への出席状況を記載しております。
2. 上記の取締役会の開催回数その他、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面同意が3回ありました。

- ⑦ その他会社役員に関する重要な事項
該当する事項はありません。

4. 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

ESネクスト有限責任監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

1. 当社の会計監査人としての報酬等の額

25,641千円

上記金額には金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を含めております。

2. 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

25,641千円

(注) 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定事項の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、「経営理念」に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。

2. 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。

3. コンプライアンスの状況は、各部門責任者を兼ねる執行役員が参加する執行役員会等を通じて取締役及び監査役に対し報告を行う。各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。

4.代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用するものとし、社外からの通報については、経営企画室を窓口として定め、適切に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1.取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書または電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
- 2.取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1.取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。
- 2.リスク情報等については執行役員会等を通じて各部門責任者より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は経営企画室が行うものとする。
- 3.不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
- 4.内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1.取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を行い、執行責任の明確化及び業務執行の迅速化を図る観点から執行役員制度を採用する。
- 2.取締役会は3ヶ月に1回以上、または必要に応じて適時開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
- 3.執行役員は、社長執行役員の指示の下、取締役会決議及び社内規程等に基づき自己の職務を執行する。執行役員会を原則として月に1回以上、または必要に応じて適時開催する。執行役員会は会社経営に関する情報を相互に交換し、必要に応じ、あるいは取締役会の求めに応じて取締役会に対し、経営政策、経営戦略を進言するものとする。

- 4.各部門においては、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。
- ⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1.子会社の経営については「関係会社管理規程」に基づき、当社に対し事業内容の定期的な報告を行い、重要案件については事前協議等を行う。
 - 2.子会社のコンプライアンス体制の整備及び運用並びにリスク管理等は経営企画室が行うものとし、必要に応じて子会社の取締役または監査役として当社の取締役、監査役または使用人が兼任するものとする。取締役は当該会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は当該会社の取締役の職務執行状況を監査する。
 - 3.当社の監査役及び内部監査室は、子会社の監査役や管理部門と連携し、子会社の取締役及び使用人の職務執行状況の監査や指導を行うものとする。
 - 4.その他、子会社における業務の適正を確保するための体制の整備に当たっては、①、③及び④を準用する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1.監査役は、管理部門所属の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して監査役の指揮命令のみに従うものとし、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。なお、当該使用人の人事については、事前に取締役と監査役が意見交換を行い、決定することとする。
- ⑦ 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 1.監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を読覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
 - 2.当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等は、当社の監査役に対して、法定の事項に加え、業務または業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
 - 3.監査役への報告を行った当社の取締役及び使用人、または子会社の取締役、監査役及び使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社並びに子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1. 監査役は、内部監査室と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
 2. 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人に意見を求めるなど必要な連携を図ることとする。
 3. 監査役がその職務の執行について、費用の前払いまたは償還、負担した債務の弁済を請求したときは、当該請求に係る費用等が監査役の職務の執行に必要なものでないと証明された場合を除き、速やかに費用または債務を処理するものとする。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
1. 内部統制システムの構築に関する基本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
1. 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
 2. 総務部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
 3. 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

また、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役会の機能及び経営効率を高めるため、執行役員会を毎月1回開催し、当社各部門及び子会社の活動状況を報告するとともに、業務執行に関する事項に関して審議及び検討を行っております。また、当該執行役員会には当社の取締役及び監査役が出席すること等により、審議過程及び経営施策の適法性の確保に努めております。

- ② 子会社の事業の状況については、「関係会社管理規程」に基づき適宜情報交換を行い、重要案件については事前協議を行うなど、子会社の管理・支援の強化に取り組んでおります。また、当社の取締役会では、子会社管理を担当する執行役員経営企画室長が出席し、各社の業績及び営業状況を報告することにより、取締役及び監査役の情報共有と当社グループ全体の経営管理の充実を図っております。
 - ③ 財務報告の適正性と信頼性を確保するため、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を勘案して評価範囲を決定し、内部監査室が作成した内部統制評価スケジュールに基づいて当社グループ全体の内部統制の有効性に係る評価を実施しております。
 - ④ 監査役会は社外監査役2名を含む監査役3名で構成され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議及び決議を行っております。また、常勤監査役は、代表取締役及び会計監査人と定期的あるいは随時に会合し、重要な社内会議にも出席することにより監査の実効性の向上を図っております。
6. 剰余金の配当等の決定に関する方針
- 剰余金の配当につきましては、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、ある程度配当の継続性・安定性を考慮した上で、経営成績に応じた配当を実施していくことを基本方針としております。その上で、基本方針に基づく具体的な目標として、連結配当性向20%を定めております。
- これと合わせ、資本効率の向上を図るとともに、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、状況に応じて自己株式の取得を弾力的に実施していく方針です。

連 結 貸 借 対 照 表

(令和5年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	4,134,357	流 動 負 債	992,865
現金及び預金	3,281,817	支払手形及び買掛金	242,762
受取手形、売掛金及び契約資産	654,879	1年内返済予定の長期借入金	15,636
商品及び製品	8,088	リース債務	7,118
仕掛品	150	未払費用	75,208
原材料及び貯蔵品	40	未払法人税等	45,448
前渡金	56,251	未払消費税等	27,787
その他	189,371	契約負債	463,567
貸倒引当金	△56,240	賞与引当金	41,245
固 定 資 産	1,570,342	役員賞与引当金	1,400
有 形 固 定 資 産	762,520	受注損失引当金	656
建物及び構築物	278,473	その他	72,034
機械装置及び運搬具	5,728	固 定 負 債	51,516
工具、器具及び備品	62,952	長期借入金	32,732
土地	415,365	リース債務	16,306
無 形 固 定 資 産	116,836	その他	2,478
ソフトウェア	115,308	負 債 合 計	1,044,381
その他	1,528	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	690,985	株 主 資 本	4,569,439
投資有価証券	422,941	資 本 金	277,375
敷金及び保証金	163,177	資 本 剰 余 金	454,515
長期貸付金	940	利 益 剰 余 金	3,959,083
繰延税金資産	34,587	自 己 株 式	△121,534
その他	73,574	その他の包括利益累計額	62,325
貸倒引当金	△4,235	為替換算調整勘定	62,325
資 産 合 計	5,704,699	非支配株主持分	28,552
		純 資 産 合 計	4,660,318
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,704,699

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(令和4年10月1日から
令和5年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		3,004,958
売上原価		1,683,006
販売費及び一般管理費		1,321,951
営業利益		1,321,820
営業外収益		131
受取利息	9,666	
受取配当金	1,479	
為替差益	36,165	
受取事務手数料	327	
助成金収入	21,793	
受取家賃収入	8,039	
雑収入	1,037	78,507
営業外費用		
支払利息	2,143	
持分法による投資損失	1,109	
投資事業組合運用損	596	
貸倒引当金繰入額	△91	
貸倒損失	1,974	
貸入原価	3,455	
雑損	2,024	11,211
経常利益		67,426
特別利益		
固定資産売却益	69,095	
債務免除益	1,592	70,687
特別損失		
固定資産除却損	327	
減損	268,457	
投資有価証券評価損	4,236	
投資有価証券清算損	3,543	276,565
税金等調整前当期純損失		138,450
法人税、住民税及び事業税	62,772	
法人税等調整額	△3,377	59,394
当期純損失		197,845
非支配株主に帰属する当期純損失		1,988
親会社株主に帰属する当期純損失		195,857

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(令和4年10月1日から
令和5年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	277,375	512,421	4,185,545	△121,534	4,853,807
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△30,604		△30,604
親会社株主に帰属する当期純損失			△195,857		△195,857
連結子会社株式の取得による持分の増減		△57,905			△57,905
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△57,905	△226,461	—	△284,367
当 期 末 残 高	277,375	454,515	3,959,083	△121,534	4,569,439

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純 資 産 合 計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	78,972	78,972	36,641	4,969,421
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△30,604
親会社株主に帰属する当期純損失				△195,857
連結子会社株式の取得による持分の増減				△57,905
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△16,647	△16,647	△8,088	△24,735
連結会計年度中の変動額合計	△16,647	△16,647	△8,088	△309,102
当 期 末 残 高	62,325	62,325	28,552	4,660,318

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(令和5年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,108,065	流 動 負 債	806,902
現金及び預金	2,480,728	買掛金	222,869
受取手形、売掛金及び契約資産	431,463	未払費用	2,678
前渡金	56,509	未払法人税等	56,030
前払費用	124,448	未払消費税等	22,078
その他	123,795	未払消費税	17,044
貸倒引当金	△108,880	契約負債	408,050
固 定 資 産	2,050,416	預り金	15,846
有形固定資産	665,906	前受収益	1,196
建物	235,073	賞与引当金	36,000
車両運搬具	5,326	役員賞与引当金	1,400
工具、器具及び備品	60,541	受注損失引当金	656
土地	364,965	その他の	23,051
無形固定資産	116,408	固 定 負 債	43,792
ソフトウェア	115,308	関係会社事業損失引当金	41,314
電話加入権	1,099	その他の	2,478
投資その他の資産	1,268,101	負 債 合 計	850,694
投資有価証券	403,618	純 資 産 の 部	
関係会社株式	507,700	株 主 資 本	4,307,787
長期貸付金	940	資 本 金	277,375
関係会社長期貸付金	171,920	資 本 剰 余 金	289,128
長期滞留債権	3,460	資 本 準 備 金	284,375
長期前払費用	67,259	その他資本剰余金	4,753
敷金及び保証金	115,794	利 益 剰 余 金	3,862,818
繰延税金資産	72,318	利 益 準 備 金	3,600
その他	2,745	その他利益剰余金	3,859,218
貸倒引当金	△77,655	別 途 積 立 金	20,000
資 産 合 計	5,158,481	繰越利益剰余金	3,839,218
		自 己 株 式	△121,534
		純 資 産 合 計	4,307,787
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,158,481

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書
(令和4年10月1日から
令和5年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		2,435,848
売 上 原 価		1,433,267
売 上 総 利 益		1,002,580
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		980,925
営 業 利 益		21,654
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	12,246	
受 取 配 当 金	6,436	
為 替 差 益	36,266	
受 取 事 務 手 数 料	8,290	
経 営 指 導 料	9,818	
助 成 金 収 入	17,313	
受 取 家 賃 入	9,632	
雑 収 入	283	100,286
営 業 外 費 用		
投 資 事 業 組 合 運 用 損	596	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	92,804	
貸 倒 損 失	1,974	
貸 貸 収 入 原 価 失	3,455	
雑 損 失	0	98,830
経 常 利 益		23,110
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	77	
子 会 社 株 式 評 価 損	199,999	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	41,314	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	4,236	
投 資 有 価 証 券 清 算 損	3,543	249,172
税 引 前 当 期 純 損 失		226,062
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	35,132	
法 人 税 等 調 整 額	△17,579	17,553
当 期 純 損 失		243,615

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(令和4年10月1日から
令和5年9月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	277,375	284,375	4,753	3,600	20,000	4,113,438
当事業年度中の変動額						
剰余金の配当						△30,604
当期純損失						△243,615
当事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	△274,219
当期末残高	277,375	284,375	4,753	3,600	20,000	3,839,218

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△121,534	4,582,006	4,582,006
当事業年度中の変動額			
剰余金の配当		△30,604	△30,604
当期純損失		△243,615	△243,615
当事業年度中の変動額合計	—	△274,219	△274,219
当期末残高	△121,534	4,307,787	4,307,787

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

令和5年11月24日

ジョルダン株式会社
取締役会 御中

ESネクスト有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 今井 春夫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 若島 光孝

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ジョルダン株式会社の令和4年10月1日から令和5年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジョルダン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

令和5年11月24日

ジョルダン株式会社
取締役会 御中

ESネクスト有限責任監査法人
東京都千代田区

指定有限責任社員 公認会計士 今井春夫
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 若島光孝
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジョルダン株式会社の令和4年10月1日から令和5年9月30日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、令和4年10月1日から令和5年9月30日までの第44期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 ESネクスト有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 ESネクスト有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和5年11月24日

ジョルダン株式会社	監査役会			
常勤監査役	湯澤	千	克	Ⓜ
社外監査役	窪田	哲	夫	Ⓜ
社外監査役	五十嵐	雅	子	Ⓜ

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役5名全員が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> 佐藤 俊和 (昭和24年8月24日)	昭和54年12月 株式会社ジョルダン情報サービス（現ジョルダン株式会社）設立 代表取締役社長（現任） 平成18年12月 当社社長執行役員（現任） 平成24年6月 Jorudan Transit Directory, Inc. 設立 President（現任） 平成29年4月 コンパスティービー株式会社 代表取締役社長（現任） 平成30年7月 J MaaS株式会社設立 代表取締役社長（現任） 令和2年7月 株式会社悟空出版 代表取締役社長（現任）	2,627,660株
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> 坂口 京 (昭和24年7月19日)	昭和52年10月 株式会社エル・エス・アイ入社 昭和54年12月 当社入社 取締役（現任） 推論機構室マネージャー 平成15年11月 当社開発本部長 平成18年12月 当社執行役員 平成23年10月 当社研究開発部長	333,980株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	再任 たまのひろあき 玉野博昭 (昭和35年11月13日)	昭和58年11月 アーサーアンダーセン公認会計士共同事務所（現アクセンチュア）入社 平成2年4月 株式会社三和総合研究所（現三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）入社 平成10年1月 株式会社サンクネット設立 代表取締役（現任） 平成20年12月 当社取締役 平成28年7月 当社執行役員 平成29年3月 マルタ産業株式会社監査役（現任） 平成30年1月 MC&P株式会社監査役（現任） 平成30年6月 株式会社カスタメディア取締役（現任） 令和4年3月 株式会社アウトシェア設立 代表取締役（現任） 令和4年12月 当社取締役（現任）	100株
4	再任 社外 独立 とうじょういわお 東條巖 (昭和19年2月14日)	昭和54年3月 株式会社数理技研設立 代表取締役社長 昭和63年4月 長城コンサルティング株式会社社外取締役 (現任) 平成11年5月 東京めたりっく通信株式会社設立 代表取締役会長 平成23年3月 株式会社数理技研特別顧問（現任） 平成28年12月 当社取締役（現任）	一株
5	再任 社外 独立 うまのこうじ 馬野耕至 (昭和28年5月16日)	平成7年9月 株式会社読売新聞社（現株式会社読売新聞東京本社）政治部主任 平成15年9月 同社メディア戦略局開発部長 平成18年4月 同社メディア戦略局専門委員 平成18年6月 東京メトロポリタンテレビジョン株式会社社外取締役（現任） 平成23年6月 株式会社CS日本取締役 平成24年6月 同社常務取締役 平成28年6月 同社専務取締役 平成29年6月 同社取締役副社長 平成29年12月 当社取締役（現任） 令和元年6月 株式会社CS日本特別顧問	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者 東條巖氏及び馬野耕至氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は東條巖氏及び馬野耕至氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏が選任された場合は、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
3. 取締役（社外取締役を除く）候補者の選任理由
佐藤俊和氏は、当社の創業者であり、代表取締役社長として長年にわたり経営の指揮を執り、業績の拡大等企業価値の向上に貢献してまいりました。そのリーダーシップと判断力、先見性は当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。
坂口京氏は、長年にわたり当社の経営に携わり、主に技術面から事業の成長と業績の向上に尽力しております。その経験とソフトウェア技術全般に関する豊富な知識により、当社の経営と業務執行に重要な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としております。
玉野博昭氏は、企業経営者を歴任し培われてきた経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、また、過去にも当社の取締役・執行役員に就任したことで、当社グループの業務にも精通しております。これらの経験・知見を当社の経営に活かすことができるものと判断し、取締役候補者として選任をお願いするものであります。
4. 社外取締役候補者の選任理由及び在任期間
東條巖氏は、長年にわたり、システム開発会社の経営にあたられた豊富な経験、知識を有しており、それらを当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって7年となります。
馬野耕至氏は、メディア戦略の企画等に関する豊富な経験、知識を有しており、当社の事業に有益な助言をいただけるものと判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年となります。
5. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項の最低責任限度額を当社に対する責任限定額とする責任限定契約を締結することができる旨を定款に定めております。東條巖氏及び馬野耕至氏が原案どおり選任された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を締結する予定であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査体制の一層の強化及び充実を図るため監査役を増員することとし、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

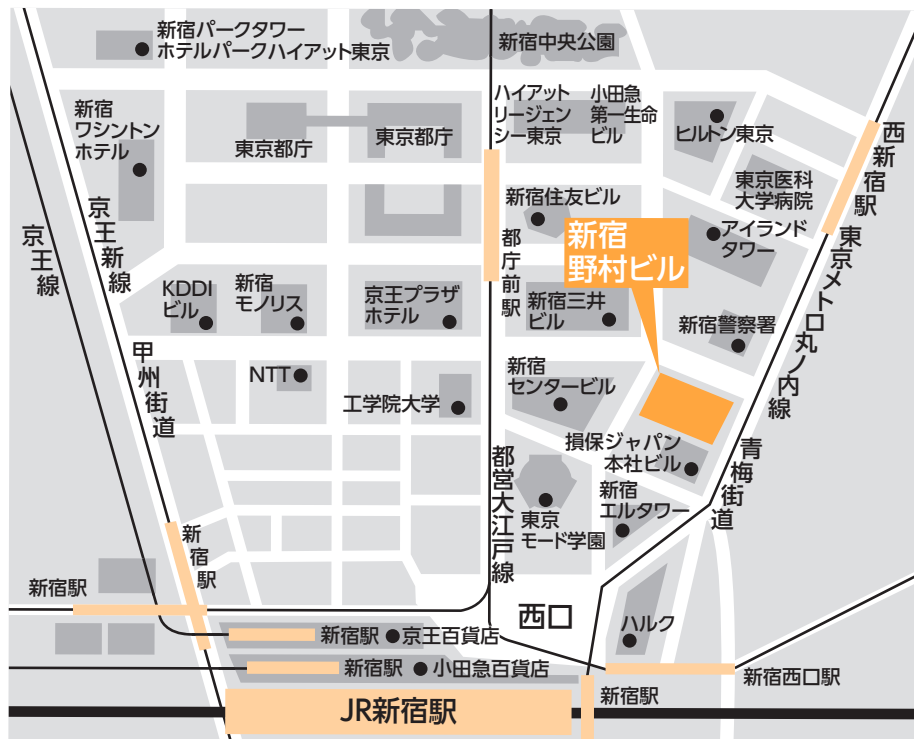
監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
新任 社外 独立 ふくはらわぞう 福原和三 (昭和32年4月30日)	平成12年8月 Tele Atlas N.V.入社 平成16年4月 インクリメントP株式会社（現ジオテクノロジー株式会社）入社 平成16年7月 Pioneer Electronics (USA) Inc.入社 平成18年4月 Pioneer North America, Inc.入社 平成23年4月 Pioneer Electronics (USA) Inc.副社長 平成24年4月 Pioneer North America, Inc.副社長 平成26年3月 Apple Inc.入社 令和4年8月 ジオテクノロジー株式会社顧問（現任）	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者 福原和三氏は、社外監査役候補者であります。
 なお、当社は同氏が選任された場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 社外監査役候補者の選任理由
 福原和三氏は、当社の主要事業に関連する領域の業務に長年携わり、かつ米国における豊富なビジネス経験を有していることから、その経験と見識を当社の監査体制に活かし、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。
4. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項の最低責任限度額を当社に対する責任限度額とする責任限定契約を締結することができる旨を定款に定めております。福原和三氏が原案どおり選任された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を締結する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図



会場

東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 新宿野村ビル2階
野村コンファレンスプラザ新宿 コンファレンスA

電話 03-3348-6513

交通

都営地下鉄大江戸線「都庁前」駅B2出口 徒歩3分
東京メトロ丸ノ内線「西新宿」駅2番出口 徒歩4分
JR線・京王線・小田急線「新宿」駅西口 徒歩7分

※ 会場へのアクセスについては、
モバイルサイトでも
ご案内しております。



「株主総会のご案内」
(<https://www.jorudan.co.jp/ir/access.html>)

ジョルダン株式会社

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。